

川口市告示第178号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和7年川口市告示第300号により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月13日

川口市長 岡村 ゆり子

1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

中青木二丁目61番1の一部、62番1の一部、63番の一部、64番1の一部、64番2の一部、69番の一部、370番の一部、374番2の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去